

I. 計画の位置付け

1. 計画の策定趣旨

青森県においては、平成 10 年 6 月の建築基準法改正を受け、建築規制の実効性を確保するため、平成 11 年 9 月に、青森県と特定行政庁である青森市、弘前市及び八戸市並びに関係団体で構成する「青森県建築物安全安心推進協議会」を設置し、「青森県建築物安全安心実施計画」を策定し、完了検査率の向上等を図ってきました。

また、平成 19 年 6 月の建築基準法改正を受け、当協議会構成メンバーに指定確認検査機関（主たる事務所の所在地が青森県内であるものに限る。以下、同じ。）を加え、同年 12 月に「青森県建築確認円滑化対策連絡協議会」を設置し、建築確認手続き等の円滑化に向けたきめ細やかなサービスの提供に努めてきました。

その後、建築確認手続き等の更なる円滑化に向け、平成 22 年 6 月に建築基準法施行規則及び関係告示の改正が行われ、特定行政庁は、建築確認審査の迅速化を図るため、関係機関が連携して目標と対策を明確にし、建築確認手続きの運用改善に取り組み、その結果を検証することが必要とされました。

このため、建築確認制度が抱える諸課題等に連携して取り組むため、平成 24 年 7 月に、青森県と特定行政庁である青森市、弘前市及び八戸市で構成する「青森県建築行政マネジメント推進協議会」を設置し、同年 9 月に、「青森県建築行政マネジメント計画（以下「計画」という。）」を策定し、また、平成 27 年 6 月には計画を改定し、これまで、建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保や、違反建築物等への対策の徹底などの建築物の安全・安心の確保に努めてきました。

この間、建築行政の分野においては、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）、建築士法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 93 号）等が成立するなど、社会情勢の変化等に対応できるよう、制度の見直しがなされています。

こうした昨今の建築行政を取り巻く環境を踏まえ、引き続き、円滑な経済活動の確保を前提としつつ、建築物の安全性を確保するための更なる取組みが求められていることから、このたび、計画の見直しを行うものです。

2. 計画の策定主体

「青森県建築行政マネジメント推進協議会」が計画を策定します。

3. 計画期間

長期的な目標を提示する観点から計画期間は 5 年間とし、令和 2 年度から令和 6 年度までとします。

II. 計画の運用方針

1. 計画の公表

計画に定める目標の達成を確実なものとするため、青森県のホームページで計画を公表するとともに、県内の特定行政庁が必要に応じてそれぞれが作成する「円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書」をそれぞれのホームページ等で公表し、関係団体や県民に理解と協力を求めます。

なお、計画の実施状況については、毎年度末にとりまとめを行い公表します。

2. 計画の見直し

目標達成状況を踏まえ、適宜、計画に盛り込んだ施策の見直しを行うとともに、計画期間中であっても、必要に応じて地域の実情を踏まえた計画の見直しを行います。

Ⅲ. 計画の内容

この計画は、建築基準法、建築士法に規定された建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度等を対象とし、現状の課題や地域の特性等を考慮して、以下の項目ごとに具体的な目標を設定し、取り組むべき施策を定めるものです。

1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を推進します。特に、建築確認審査の迅速化については、特定行政庁・指定確認検査機関毎に、構造計算適合性判定を要する物件に係る確認図書の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値※について短縮を目指します。

なお、建築確認審査の迅速化のための取組み及び建築確認の審査過程のマネジメント並びに構造計算適合性判定の迅速化のための取組み及び構造計算適合性判定の判定過程のマネジメントについては、県内の特定行政庁、指定確認検査機関並びに構造計算適合性判定機関が必要に応じてそれぞれが作成する「円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書」に即して取り組みます。

※「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうか決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値とする。

【目標】

○適確な審査の徹底

○構造計算適合性判定を要する物件に係る確認図書の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値※について 35 日間以内を目指す

【施策】

○確認審査等に関する指針に基づく円滑かつ適確な確認審査の実施

○円滑な建築行政に向けた確認審査日数の進捗状況管理

(2) 中間検査・完了検査の徹底

建築物の安全確保と違反建築物の発生を防止するため、施工時において建築基準関係規定への適合を確保することが重要です。このため、中間検査及び完了検査の更なる徹底を図ります。特に、共同住宅に係る界壁の不適合事案を踏まえ、中間検査及び完了検査において、工事監理者により適正に工事監理が実施されていることを確かめ、違反建築物の発生防止に努めます。

【目標】

○完了検査率の向上

【施策】

- 建築確認時における中間検査及び完了検査手続きの啓発
- 完了検査未受験の建築物に対する督促等の実施
- 中間検査・完了検査時における工事監理の状況の確認

(3) 工事監理業務の適正化とその徹底

建築物の安全性の確保及び質の向上のためには、工事監理者が選定され、当該工事監理者による適切な工事監理が行われることが重要です。このため、工事監理ガイドライン、基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン及び賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドラインに基づき、工事監理業務の適正化とその徹底のための取組みを行います。

【目標】

- 工事監理者選定割合の向上

【施策】

- 建築確認時に工事監理者未定の建築物に対する工事監理者選定の徹底
- 工事現場における確認の表示等の徹底
- 完了検査申請時における工事監理の状況の内容のチェック

(4) 仮使用認定制度の適確な運用

仮使用認定制度を適確に運用し、仮使用される建築物の安全確保を徹底します。

【目標】

- 仮使用認定制度の円滑な実施
- 工事中の建築物の安全確保の徹底

【施策】

- 工事中における安全上の措置等に関する計画の届出制度の周知

2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底

確認検査等の主要な役割を担う指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関における適確な確認審査・検査及び構造計算適合性判定を確保するため、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督を徹底します。

【目標】

- 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の適確な業務執行の確保

【施策】

- 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関への立入検査等による指導・監督の徹底

(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底

適切な設計及び工事監理等の業務の実施のため、建築士及び建築士事務所に対する適確な指導・監督を徹底します。

【目標】

○建築士・建築士事務所の適確な業務執行の確保

【施策】

- 建築士及び建築士事務所に対する指導・監督の徹底
- 計画的な建築士事務所への立入検査の実施
- 建築士の定期講習の受講促進等の周知徹底
- 建築士事務所の業務報告書提出義務の徹底
- 建築士事務所の図書保存の制度の見直しの周知徹底

3. 違反建築物対策等の徹底

(1) 違反建築物対策の徹底

昨今、広域にわたる多数の建築物における施工不備等の違法行為等に関する情報に迅速かつ適確に対応することが求められています。また、防火関係規定などの違反の疑いのある建築物において、火災が発生した場合には重大な被害が発生することが危惧されています。こうした状況を踏まえて、県民の生命、健康及び財産を保護するため、関係機関と連携し、違反建築物の実態を把握するとともに、違反建築物の未然防止を含めた違反建築物対策を計画的かつ強力に推進します。

【目標】

- 違法設置昇降機の安全対策の徹底

【施策】

- 違反情報、違反对応に関する情報共有
- 違反建築物のパトロールの実施
- 違反建築物に係る是正・指導の徹底
- 建築確認制度の啓蒙

(2) 違法設置昇降機の安全対策の徹底

建築確認等の必要な手続きが行われていないエレベーター等の違法設置昇降機においては、過去に多くの重大事故が発生しています。こうした状況を踏まえて、関係機関と連携し、違法設置昇降機の把握に努めるとともに昇降機の安全対策を徹底します。

【目標】

- 違法設置昇降機の安全対策の徹底

【施策】

- 計画的な調査や立ち入り検査等による違法設置昇降機の把握の着実な実施
- 違法設置昇降機に係る是正・指導の徹底

4. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

(1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保

定期報告の徹底により、建築物の損傷、腐食その他の劣化等の状況を適確に把握するとともに、その結果を違反建築物対策や既存建築物の安全対策に活用します。

また、昇降機や遊戯施設、建築設備についても同様に安全性確保を推進します。

更に、平成26年の建築基準法改正に基づき導入された防火設備検査については、制

度の周知を図るとともに、検査の徹底に取り組みます。

【目標】

- 定期報告率の向上

【施策】

- 定期報告制度の周知徹底
- 未報告建築物等の所有者に対する督促等の徹底
- 未報告建築物に係る報告の徴収、立入検査の実施

(2) 建築物に係るアスベスト対策の推進

アスベスト対策の喫緊性に鑑み、小規模民間建築物を含めたアスベスト調査台帳の整備や実態把握をするとともに、関係部局との連携によりアスベスト対策の徹底を図ります。

【目標】

- アスベスト対策の徹底

【施策】

- アスベスト対策の周知徹底
- アスベスト対策関係部局との連携

5. 事故・災害時の対応

(1) 事故対応

事故発生時における迅速かつ適確な事故対応に努めます。

【目標】

- 事故発生時の迅速な事故対応及び事故発生を防止するための取り組みの実施

【施策】

- 建築行政としての調査の実施及び国土交通省等への情報提供
- 建築関連団体等外部組織との協力体制の整備

(2) 災害対応

地震等の災害発生時における迅速かつ適確な対応のための体制整備に取り組みます。

【目標】

- 被災建築物応急危険度判定士の登録促進及び派遣体制の確保

【施策】

- 被災建築物応急危険度判定士の確保
- 被災建築物応急危険度判定士の技術等の向上
- 訓練及び判定用資機材の事前準備の徹底

6. 消費者への対応

消費者の意識が高まっており、建築物についても安全・安心に係る様々な相談や苦情が寄せられることに鑑み、消費者への適切な対応、情報提供等を行います。

【目標】

○消費者への適切な対応

【施策】

○相談内容に応じた適切な窓口の紹介

○消費者担当部局等との情報共有

7. 執行业務体制の整備

(1) 内部組織の執行体制

具体的施策を遂行するための効果的な執行业務体制の構築を図ることが必要であり、特に建築主事や確認検査員の将来の配置業務を踏まえた執行业務体制の検討が必要です。

あわせて、平成30年建築士法改正において、建築士試験の受験資格が改められたことにより、建築士資格に係る実務経験がなくても、建築基準適合判定資格者検定の受験が可能になったことを踏まえ、建築主事や確認検査員となりうる若手人材の育成、確保のための取組みを行います。

【目標】

○審査担当者の審査技術の向上

○建築行政に必要な執行体制の構築

【施策】

○審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等の実施

○建築行政に携わる職員の長期的な視点からの人材育成

(2) データベースの整備・活用

適確な建築行政の推進のためには、建築物等に係る情報を適確に把握することが重要です。このため、各種データベースの整備・活用を推進します。

【目標】

○建築確認・検査等に係るデータベースの整備・活用

○各種施策の対象となる建築物の総数の把握

【施策】

○建築確認・検査、定期報告等に係るデータベースの適切な維持管理

○建築士・建築士事務所に係るデータベースの適切な維持管理

○指定道路図の資料整備